

男鹿市企業管理規程第4号

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第4項の期間を定める規程を次のように定める。

令和5年8月28日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第4項の期間を定める規程

男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第191号）附則第4項の規定で定める期間は、令和5年10月から令和5年12月までとする。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。